

1. 【議案事項】書面開催について

今回の協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、協議会構成員を一同に会して開催することを控え、「三島地域水防災連絡協議会規約」第6条第6項により書面開催で開催させていただきます。このことについて、同意を求めます。

(協議会規約第6条第6項)
第6条
6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

2. 【議案事項】三島地域水防災連絡協議会規約の改正（案）・・・【資料1】

令和4年度から、本協議会で防災・減災対策のために取り組んでいく内容については、流域治水プロジェクトもあわせて総合的かつ一体的に推進していくこととしており、このことを目的に追記するとともに、取り組みを推進するため新たに参画する部局を追加したいと考えています。

また、一部内容を変えずに体裁を整えています。

以上について、承認を求めます。

(変更箇所抜粋)

本文

現行規約	改正規約案
<p>(目的) 第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、「三島地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。</p> <p>2 前項の「三島地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。</p>	<p>(目的) 第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災・減災関係機関に提供するとともに、「三島地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組及び流域治水プロジェクトを総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。</p> <p>2 前項の「三島地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。</p>

2. 【議案事項】三島地域水防災連絡協議会規約の改正（案）・・・【資料1】

つづき

現行規約	改正規約案
<p>(協議会での連絡協議事項) 第4条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。 (1) 「三島地域」における防災・減災対策の取組に関する事 (2) 各市町村間の情報連絡システムの整備 (3) 各市町村の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換 (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換 (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知 (6) 地域に関する雨量、水位等の情報伝達 (7) その他</p> <p>(行政WGでの検討事項) 第5条 行政WGは、前条の(1)(2)(3)(4)の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。</p>	<p>(協議会での連絡協議事項) 第4条 協議会で「三島地域」における連絡協議する事項は、下記のとおりとする。 (1) 「三島地域」における防災・減災対策の取組に関する事 (2) 各市町村間の情報連絡システムの整備 (3) 各市町村の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換 (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換 (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知 (6) 地域に関する雨量、水位等の情報伝達 (7) その他</p> <p>(行政WGでの検討事項) 第5条 行政WGは、前条の(1)(2)(3)(4)の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。</p>

(別表2) (一部抜粋)

現行規約	改正規約案
<p>(自治体関係) 三島地域 地域防災監 大阪府茨木土木事務所建設課長 大阪府西大阪治水事務所防災対策課長 大阪府都市整備部事業管理室事業企画課 参事 大阪府都市整備部河川室河川整備課 参事</p>	<p>(自治体関係) 三島地域 地域防災監 大阪府茨木土木事務所建設課長 大阪府西大阪治水事務所防災対策課長 大阪府都市整備部事業管理室事業企画課 参事 大阪府都市整備部河川室河川整備課 参事 大阪府都市整備部下水道室事業課長 大阪府北部流域下水道事務所建設課長 大阪府危機管理室防災企画課 参事 大阪府建築部建築指導室建築企画課長 大阪府北部農と緑の総合事務所地域政策室長 大阪府都市計画局計画推進室計画調整課 参事</p>

3. 【議案事項】次期5年間（R4～R8）で実施する具体的な取組（案）【資料2】

■ 議事結果

次期5年間で実施する具体的な取組について、協議会規約第4条第1項(1)の協議事項に当たることから、承認を求めます。

（協議会規約第4条第1項（1））

第4条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

（1）「三島地域」における防災・減災対策の取組に関すること

- 議案事項：全ての構成員に承認していただきました。
- 報告事項：特に意見無し。

4. 【報告事項】第2回行政WG（令和3年12月15日開催）および第3回行政WG（令和4年2月28日開催）の結果報告について【資料3】

令和3年12月15日（水）に対面で、令和4年2月28日（月）に書面で行政WGを開催しましたので、協議会規約第7条第4項により報告いたします。

（協議会規約第7条第4項）

第7条

4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5. 【報告事項】5年間（H29～R3）で実施した具体的な取組の進捗結果【資料4】

平成29年度から令和3年度まで5年間で協議会各構成員が実施する具体的な取組の進捗状況について、報告いたします。